

令和 8 年度 奈良市 DX 人材養成事業業務委託仕様書

1. 適用

本仕様書は、奈良市（以下「本市」という。）が発注する令和 8 年度 奈良市 DX 人材養成事業業務委託（以下「本事業」という。）に適用する。

2. 目的

本事業では、一旦離職した方や新たに就職（転職も含む）を志す方を対象に、企業の即戦力としての IT 人材の養成に焦点を当てたスキルアップの機会を提供することで、就職意欲の高い市民の就職や自立を目指すとともに企業の DX を推進し、市内産業の振興に繋げることを目的とする。

3. 予算概要

8,500,000 円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

4. 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

※本事業は、令和 8 年度から令和 10 年度までの最長 3 か年にわたる継続的な実施を目指しているが、国の交付金を活用して実施する事業の性質上、契約は単年度ごとに締結する。なお、次年度以降の継続については、国の交付金の交付決定、事業評価の結果、その他の事業を踏まえ、改めて契約を締結するものとし、継続を保証するものではない。

5. 業務内容

(1) 業務計画の作成

業務実施に当たっては、4. 委託期間に定めるとおり本事業は最長 3 か年（令和 8 年度から令和 10 年度）の継続実施を目指していることを踏まえ、令和 8 年度の業務を主軸としつつ、中期的な視点から業務計画を作成すること。なお、2 年目以降の業務計画については、令和 8 年度と同程度の予算規模を想定して作成すること。

(2) 講座カリキュラム作成

本市及び近隣市町村の企業（※）が求めるニーズに合致し、未経験から就職につながるようビジネスでの AI 活用に特化したカリキュラムを作成することとし、合計 60 時間（例：3 時間×20 日、1.5 時間×40 日等）以上の講座時間とすること。（※IT 業界・職種に限定せず様々な業界を想定）

(3) DX 人材養成講座の実施

5. (2) で作成したカリキュラムを実践し、市内及び近隣市町村の企業の即戦力となる IT 人材を養成すること。

ア. 対象者

新たに就職（転職も含む）を志す 55 歳以下の奈良市民

イ. 受講生募集・選考・管理

- ・受講生の人数については 30 名以上とすること。
- ・本事業の周知を行い、就職意欲の高い人材や IT 業界に関心があるものの未経験で踏み出せていない人材を幅広く募集するための効果的な広報媒体や広報戦略を明示し、広報を行うこと。
- ・企業の DX 推進を担う素養がある人材を選考できる体制を整えること。
- ・募集、選考するための効果的な手法や十分な期間を設けること。
- ・選考にあたり、これまでの経験や就職意欲等を確認し、IT 業界が未経験でも企業の即戦力となり得る人材か確認するための面接を実施すること。また、講座の修了見込みの高い受講生を厳選するため、スキルの習得適性を測るテストを実施すること。
- ・選考を行った受講生についてソフトウェア等を活用し、管理すること。

ウ. 実施期間

講座の実施日時については、受講生が参加しやすく、スキルをより効果的に習得できる時間帯・期間を設定することとし、本市と協議のうえ決定すること。

エ. 実施方法

- ・受講料は無料とすること。ただし、講座で使用する教材等については受講生の負担とすることができるものとし、受講生に負担を求める場合は、本市と協議のうえ決定すること。
- ・受講生が参加しやすく、スキルをより効果的に習得できる形式で実施すること。
- ・講座のアーカイブ配信を実施すること。
- ・講座終了後はアンケートを実施することとし、アンケート内容については、事前に本市の承認を得ること。

オ. 受講生へのフォローアップ

- ・受講生を途中離脱させないための工夫を凝らすこと。
- ・講座の欠席者に対するフォローを行うこと。
- ・受講生の到達レベル確認のための具体的な手法を講じること。

カ. 求人情報提供等

- ・DX 人材養成講座の受講生に対して、5.（4）で開拓した企業等を含め、受講生が自力では探しきれない、幅広い AI 活用業務内容の求人情報を提供し、受講生自身が能動的かつ積極的に就職活動を実施できるようサポートすること。

- ・受講生への情報提供及び企業との相互理解を目的とした求人情報を提供する場を創出すること。
- ・受講生の特性に応じたキャリアカウンセリングを実施すること。
- ・受講生が就職した場合も含めて、本事業に参加する企業から費用を徴収しないこと。

(4) 企業開拓

- ・求職者のニーズを理解し、AI 活用業務に主軸を置いた求人情報の提供を見据えて、受講生の受け皿となる企業を IT 業界・職種に限定せず様々な業界を想定して開拓すること。
- ・企業の開拓にあたっては、独自のネットワークの活用など、具体的な開拓方法を明示して実施すること。
- ・受講生が安心して働けるよう、労働基準法をはじめとする関係法令を遵守している健全な企業を開拓すること。

(5) 事業アンケート実施及び結果集計・分析

受託者は、受講生へ事業の効果や成果を図るためのアンケートを作成し、実施すること。アンケート項目については、本市と協議のうえ決定すること。アンケート結果については、集計結果を分析し、報告書（様式任意）を作成のうえ、令和 9 年 3 月 1 日までに電子データ（ワード、エクセル等）で市に提出すること。

(6) セミナーへの協力

本市の別事業で実施する、ワーク・ライフ・バランスの推進に係るセミナーについて、本事業の受講生向けに行うため以下の業務を行うこと。

ア. 受講生への周知

当該セミナーについてのチラシデータを本市より提供するため、受講生向けに周知を行うこと。

イ. セミナー配信に係る準備

当該セミナーはオンラインで実施することを想定しており、オンラインでの配信に係る手続きや準備を行うこと。

ウ. セミナーアンケートの実施

当該セミナーを受けた受講生向けにアンケートを実施するため、本市で作成したアンケートをセミナー後に受講生へ配付すること。集計業務は含めない。

(7) 独自提案

- (1) ～ (6) 以外に本業務に関連して本事業の目標達成のための提案を行うことがで

きる。ただし、提示した予算額の範囲内で、かつ、業務委託期間内に実施し完結できる提案であること。

6. 事業目標

就職決定者数 15名

※IT 業界に限定せず様々な業界を想定。雇用形態を問わない。

7. 打合せ等

- (1) 受託者は、本市担当者と緊密な連絡を取り、十分な打合せを行い、本事業を遂行するものとし、本市担当者が指示した事項についてはその指示に従わなくてはならない。
- (2) 本事業の進め方、進捗状況等について、受託者は本市と連携し情報共有を図りながら適切に遂行するため、本市担当者と必要に応じて打合せを行うこと。なお、受託者の責任において会議録を作成することとし、会議録は打合せの翌営業日から 7 日以内に提出すること。

8. 成果物

令和 9 年 3 月 31 日までに、次の成果物を提出すること。

ただし、NO.5 の成果物については、令和 9 年 3 月 1 日までに提出すること。

(1) 成果物一覧

No	内容	数量
1	・本事業における就職決定数及び内定者数（年代、就職先（社名が困難な場合は業種などでも可）、業務内容、勤務形態（正規社員、非正規社員（契約社員、嘱託社員、パートタイマー、アルバイト）は必須） ・就職活動中の人数	・電子データ一式
2	・作成した「5. (1) 業務計画」 ・作成した「5. (2) カリキュラム」 ・「5. (3) DX 人材養成講座」の受講生一覧（個人情報を含む） 及び提供した求人情報一覧（受講生へのサポート内容を含む）	・電子データ一式
3	・「5. (4) 企業開拓」で行った開拓内容（企業名、住所、業種、業務内容、勤務形態（正社員、非正規社員（契約社員、嘱託社員、パートタイマー、アルバイト）、企業開拓実施期間、開拓手段（テレアポ、DM 等））	・電子データ一式
4	・広報物 ・広報計画書	・広報物一式（原本） ・電子データ一式
5	・事業アンケートの集計結果報告書	・電子データ一式
6	・事業実施報告書（事業評価及び分析データのまとめ）	・電子データ一式

	※事業アンケートの項目及び集計結果等を記載し、本事業を実施した総括（成果、課題等）も明記すること。	
7	事業終了後の次年度に向けた事業提案書	・電子データ式
8	その他本市が必要と認める書類	

(2) 納品場所

奈良市 観光経済部 産業政策課

9. 事業上の留意事項

(1) 適用基準等

受託者は、本事業の実施にあたり、本仕様書並びに関係する法令、規則、細則、通知、通達及び条例等を遵守しなければならない。なお、職業紹介事業者でない場合は、職業安定法に抵触していない提案内容としなければならない。

(2) ウェブサイトの管理運用

ウェブサイト管理運用する場合は、奈良市情報セキュリティポリシーの他、ウェブサイトの管理運用に関する特記事項を遵守しなければならない。なお、ウェブサイトを運用停止する場合は、第三者に不正に取得されないようドメインを原則 10 年間保持すること。

(3) 著作物の使用等

- ア. 受託者は本事業の実施に当たって、第三者が権利を有する著作物を使用しようとする時は、当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約に係る一切の手続を行わなければならない。この場合において、受託者は当該契約等の内容について事前に本市の承諾を得るものとする。
- イ. 本事業の実施に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら本市の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理しなければならない。

(4) 賠償責任

- ア. 受託者は、本事業の履行により生じた受託者の責めに帰する諸事故に対しての責任を負い、損害賠償の請求があった場合には受託者が一切処理し、その損害を賠償すること。
- イ. 事業上の契約不適合により生ずる損害賠償及び補償等に対応できるよう、事業遂行にあたって想定されるリスクを担保するに足るだけの適切な保険等に受託者の負担において加入すること。

(5) 再委託

- ア. 業務の全部を第三者に再委託しないこと。業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ本市に対して書面による届出を行い、承認を得ること。
- イ. 受託者は、業務の一部を第三者に再委託した場合、再委託先に対し、本仕様書に定め

る受託者と同様の義務を負わせるとともに、本市に対して、再委託先の全ての行為及びその結果に対して責任を負うものとする。

(6) その他

- ア．本事業は、国の交付金を受けて実施する事業であることから、国の求めに応じて追加資料の提出を依頼することがある。
- イ．本仕様書に記載のない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は、本市と協議し、その決定に従うこと。